

新宿区都市計画審議会住民委員募集要項

1 都市計画審議会の役割と委員の仕事

新宿区が道路、公園等の都市施設や建物の用途の制限などを都市計画として定める場合は、学識経験者、区議会議員、このたび募集する住民委員など、様々な立場の委員で構成された都市計画審議会の議を経て決定しなければなりません。

各委員は、都市計画の案に対する都市計画審議会の判断をまとめる審議の際、各個人の見識や経験に基づいた意見を表明していただくなど、審議会を運営していく上で大変重要な役割を担っています。

2 申込資格

新宿区に1年以上居住し、住民基本台帳に記録されている方（外国籍の方は、日本語での会議に参加できる方）で、令和7年4月1日現在満18歳以上の方。ただし、特別区又は東京都の職員並びに令和7年7月1日現在新宿区の附属機関（審議会、委員会、協議会等）の委員である方又は当該委員になる見込みである方は除きます。

3 募集人数・任期

- ・ 2名（この他、本住民委員が欠けた際に繰上げで任命するための「補欠」を1名選定します。）
- ・ 任命の日（令和7年7月予定）から令和9年6月30日まで 2年間

4 申込方法

別紙「申込書」に必要事項を記入し、裏面に以下の「テーマ」で800字程度の論文を記載の上、「9提出先」へ持参又は郵送してください。

（提出していただいた論文は返却しません。また、選考目的以外には使用しません。）

○申込書：「新宿区都市計画審議会住民委員申込書」

○テーマ：「地域の個性を活かしたまちづくりについて」

5 申込受付期間

令和7年4月15日（火）から5月8日（木）までに郵送又は都市計画課（新宿区役所本庁舎8階）へお持ちください。（郵送の場合は必着）

6 選考及び通知

- ・ 1次選考 論文にて選考します。
- ・ 2次選考 1次選考の結果、評価が一定の水準に達した方を対象に面接にて選考します。
面接は、6月20日（金）を予定しています。選考対象者には、6月2日以降に郵送でお知らせします。
- ・ 3次選考 選考委員会による最終選考。選考終了後、区長が任命します。
※選考結果は申込者全員に通知します。

7 報酬

一会議出席（年4～5回程度、平日昼間に開催。概ね2時間程度）あたり1万円

8 申込書配布場所

「9 問合せ先」、各特別出張所、各区立図書館で配布。区ホームページ（下二次元コード）からもダウンロードできます。

9 提出先・問合せ先

新宿区都市計画部都市計画課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 本庁舎8階
担当者 吉岡・田中 電話（5273）3527直通 FAX（3209）9227

